

熊本県告示第542号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。
平成15年5月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成15年5月7日	熊本市戸島町	1戸1頭	乳用牛

熊本県告示第543号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成15年5月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び数量 牛海綿状脳症用 ELISA キット
 - (1) プラテリア BSE 検出キット (96 穴) 予定数量 200 キット
 - (2) BSE テストサンプルシリンジ (100 本/箱) 予定数量 200 箱
 - (3) BSE キャリブレーションニードル (100 本/箱) 予定数量 200 箱
- 2 競争入札参加者の資格

物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和39年熊本県告示第386号。以下「審査要領」という。）によるが、詳しくは以下のとおりとする。

 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
 - イ 資格審査の申請書を提出するときまでに県税を完納していない者
 - ウ 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に物品の製造若しくは修理を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札において、その公平な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の施行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - エ 資格審査の申請書及びその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - カ 原則として、同種の営業を引き続き1年以上営んでいない者
 - (2) 競争入札参加者の資格及びその審査

審査要領に基づく審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより審査要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法
 - (1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要領に定める競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所に直接提出するものとする。ただし、やむを得ない場合は、郵送による提出も認めるが、この場合は書留郵便に限る。
 - (2) 申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本県水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-1111 内線 6349、6350
 - (3) 資格審査申請書の受付期間

平成15年5月19日（月曜）から平成15年6月13日（金曜）まで（県の休日を除く。）とする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- 4 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成17年9月30日までとする。
 - (2) 有効期間の更新手続